

公の施設管理の民間開放をめぐる動き

10月3日の経済財政諮問会議において、麻生総務大臣は「地域経済活性化と雇用創出」という資料を提出した。そのなかで地方公共団体におけるアウトソーシング等の推進・拡大として、次のような提案をしている。

地方自治法改正により、9月2日から公の施設の管理に民間参入が可能となり、民間事業者のノウハウを活用できるようになった。具体例として、体育館 民間のフィットネスクラブ、文化センター・美術館・博物館 ホテル・リゾート関連企業や文化関連企業、図書館 出版・書籍関連企業をあげている。また、地方公営企業における民間的経営手法の導入として、地方独立行政法人制度・PFI事業・公の施設の指定管理者制度・民間委託・民営化などの活用を求めている。

3日の日本経済新聞1面は、諮問会議の民間議員が「地域再生で公共施設の管理・運営や窓口業務など地方の公共サービスの民間開放を推進する一括法の制定を提案」と大きく伝えていた。当日の会議でも、行政サービスの民間移譲を阻害する要因を除去し、アウトソーシングを具体化するための手法について、既存法の改正や地域再生法(仮称)のような新規立法を含めて検討する。地域再生と雇用創出に向けて、政府部内に府省横断的な組織として「地域再生本部」の設置を提案している。

公の施設管理の民間開放は、「地域再生」という名のもとに国をあげて実施されそうな雲行きである。地方自治法の第242条の2の3項は、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通公共団体が出資している法人で政令に定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」としてきた。男女共同参画関連の施設などで、NPO法人を公共的団体と位置づけ、管理事務の委託が実施されてきた。

今回の地方自治法改正により、地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)による管理の代行制度へ転換されることになった。名古屋市には管理委託にかかわる施設が595、直営にかかわる施設が358あり、前者は3年以内に指定手続きが必要という。いま公共施設や行政サービスのあり方が問われている。

(10月13日記)